

岩沼市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(岩沼市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 岩沼市職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 2 項中「期末手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「1 0 0 分の 1 2 2. 5」の次に「、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 7. 5」を加え、同条第 3 項中「1 0 0 分の 6 8. 7 5」との次に「、「1 0 0 分の 1 2 7. 5」とあるのは「1 0 0 分の 7 1. 2 5」とを加える。

第 2 1 条第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「1 0 0 分の 1 0 2. 5」の次に「、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 7. 5」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「1 0 0 分の 4 8. 7 5」の次に「、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 5 1. 2 5」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 （第 4 条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183, 500	230, 000	261, 300	287, 300	309, 800	335, 000	373, 400
	2	184, 600	231, 500	262, 300	288, 900	311, 500	336, 900	376, 000
	3	185, 800	233, 000	263, 300	290, 400	313, 200	338, 700	378, 300
	4	186, 900	234, 500	264, 300	291, 900	314, 700	340, 500	380, 500
	5	188, 000	236, 000	265, 300	293, 400	316, 100	342, 200	382, 400
	6	189, 700	237, 500	266, 300	294, 900	317, 400	343, 900	384, 700
	7	191, 300	239, 000	267, 300	296, 300	318, 700	345, 500	386, 800
	8	192, 900	240, 500	268, 300	297, 600	320, 000	347, 200	388, 800
	9	194, 500	242, 000	269, 300	298, 800	321, 300	348, 800	390, 800
	10	196, 200	243, 400	270, 300	300, 300	323, 100	350, 500	393, 100

11	197, 800	244, 800	271, 300	301, 800	324, 900	352, 100	395, 300
12	199, 400	246, 200	272, 300	303, 200	326, 600	353, 700	397, 500
13	201, 000	247, 400	273, 300	304, 600	328, 300	355, 200	399, 700
14	202, 700	248, 600	274, 300	305, 700	330, 000	356, 900	402, 000
15	204, 400	249, 800	275, 300	306, 700	331, 700	358, 500	404, 200
16	206, 100	251, 000	276, 400	307, 900	333, 400	360, 100	406, 500
17	207, 400	252, 100	277, 400	309, 100	335, 000	361, 700	408, 300
18	209, 000	253, 200	278, 700	310, 700	336, 700	363, 500	410, 200
19	210, 600	254, 300	280, 000	312, 300	338, 400	365, 000	412, 100
20	212, 100	255, 400	281, 200	313, 900	340, 000	366, 600	413, 900
21	213, 600	256, 400	282, 500	315, 400	341, 500	368, 000	415, 700
22	215, 200	257, 400	283, 800	317, 000	343, 100	369, 600	417, 500
23	216, 800	258, 400	285, 000	318, 600	344, 700	371, 200	419, 300
24	218, 400	259, 400	286, 200	320, 200	346, 200	372, 700	421, 100
25	220, 000	260, 400	287, 300	321, 700	347, 600	374, 600	422, 700
26	221, 700	261, 300	288, 500	323, 400	349, 300	376, 500	424, 200
27	223, 000	262, 200	289, 800	325, 000	350, 900	378, 400	425, 700
28	224, 300	263, 100	291, 100	326, 600	352, 500	380, 200	427, 200
29	225, 600	263, 900	292, 400	328, 000	353, 700	381, 700	428, 700
30	226, 700	264, 700	293, 400	329, 700	355, 200	383, 500	430, 000
31	227, 800	265, 500	294, 400	331, 400	356, 700	385, 200	431, 300
32	228, 900	266, 300	295, 500	333, 000	358, 200	386, 800	432, 500
33	230, 000	267, 000	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500	433, 700
34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900	435, 000
35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500
37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500
39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100

41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600
61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800	
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100	
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400	
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600	
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900	
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200	
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500	
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700	
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000	

71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500	
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800	
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000	
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200	
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500	
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800	
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000	
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200	
94		299, 400	347, 400			
95		299, 700	347, 800			
96		300, 100	348, 200			
97		300, 300	348, 400			
98		300, 600	348, 800			
99		301, 000	349, 200			
100		301, 400	349, 500			

	101		301, 600	349, 800				
	102		301, 900	350, 200				
	103		302, 200	350, 600				
	104		302, 500	351, 000				
	105		302, 700	351, 500				
	106		303, 000	351, 900				
	107		303, 300	352, 300				
	108		303, 600	352, 700				
	109		303, 800	353, 200				
	110		304, 200	353, 600				
	111		304, 600	353, 900				
	112		304, 900	354, 200				
	113		305, 100	354, 700				
	114		305, 300					
	115		305, 600					
	116		306, 000					
	117		306, 200					
	118		306, 400					
	119		306, 700					
	120		307, 000					
	121		307, 400					
	122		307, 600					
	123		307, 900					
	124		308, 200					
	125		308, 500					
定年 前再 任用 短時 間勤		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 192, 000	円 219, 500	円 260, 000	円 279, 700	円 294, 900	円 320, 600	円 362, 700

務職 員								
---------	--	--	--	--	--	--	--	--

第2条 岩沼市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第6項中「（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号俸）」を削る。

第10条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同項第6号中「たずさわる」を「携わる」に改め、同号を同項第5号とし、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号まで」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号まで」に改め、「、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第11条の2第2項第3号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項第4号中「100分の12」を「100分の8」に改め、同項第5号中「100分の10」を「100分の4」に改め、同項第6号及び第7号を削る。

第11条の3第1項本文中「から2年」を「から3年」に、「支給割合（異動等後）」を「支給割合（同条第3項の規則で定める級地の変更により、異動等後）」に、「改定された場合」にあっては、当該改定後」を「変更された場合」にあっては、当該変更後」に改め、同項ただし書中「から2年」を「から3年」に改め、同項第1号中「改定された」を「前条第3項の規則で定める級地の変更により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた」に改め、「次号」の次に「及び第3号」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

第11条の3第2項中「又は給料表」を「若しくは給料表」に、「者が、引き続き」を「者から引き続き」に、「なり」を「なった者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして規則で定めるものがあつた者が」に改める。

第18条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「当該各号に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号ただし書を削る。

第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」を「100分の125」とあるのは「100分の70」に改める。

第20条第1項第1号中「有料の道路（以下この項及び次項」を「有料の道路（以下この条」に改め、同条第2項第1号中「以下この号に」を「次項に」に、「いう。）」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第20条の3第1項本文中「配偶者」の次に「（届出をしていないが事実上婚姻関係

と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同条第3項中「国家公務員又は給料表の適用を受けない地方公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）」を削る。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第22条の3第1項中「、第10条、第11条、第11条の3及び第20条の2」を「及び第10条」に改め、同条第2項中「、第11条」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円
前再	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
任用	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
短時	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
間勤	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
務職	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
員以	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
外の	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
職員	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200

13	201, 000	247, 400	277, 400	315, 400	341, 500	374, 600	428, 700
14	202, 700	248, 600	278, 700	317, 000	343, 100	376, 500	430, 000
15	204, 400	249, 800	280, 000	318, 600	344, 700	378, 400	431, 300
16	206, 100	251, 000	281, 200	320, 200	346, 200	380, 200	432, 500
17	207, 400	252, 100	282, 500	321, 700	347, 600	381, 700	433, 700
18	209, 000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300	383, 500	435, 000
19	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900	385, 200	436, 300
20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800	437, 500
21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500	438, 700
22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500
23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300
24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100
25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700
26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000

43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	

73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500	
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800	
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000	
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200	
86	256, 000	297, 100	346, 000			
87	256, 300	297, 400	346, 400			
88	256, 600	297, 700	346, 800			
89	256, 900	298, 000	347, 000			
90	257, 200	298, 300	347, 400			
91	257, 500	298, 600	347, 800			
92	257, 800	299, 000	348, 200			
93	258, 100	299, 200	348, 400			
94		299, 400	348, 800			
95		299, 700	349, 200			
96		300, 100	349, 500			
97		300, 300	349, 800			
98		300, 600	350, 200			
99		301, 000	350, 600			
100		301, 400	351, 000			
101		301, 600	351, 500			
102		301, 900	351, 900			

	103		302, 200	352, 300				
	104		302, 500	352, 700				
	105		302, 700	353, 200				
	106		303, 000	353, 600				
	107		303, 300	353, 900				
	108		303, 600	354, 200				
	109		303, 800	354, 700				
	110		304, 200					
	111		304, 600					
	112		304, 900					
	113		305, 100					
	114		305, 300					
	115		305, 600					
	116		306, 000					
	117		306, 200					
	118		306, 400					
	119		306, 700					
	120		307, 000					
	121		307, 400					
	122		307, 600					
	123		307, 900					
	124		308, 200					
	125		308, 500					
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 192, 000	円 219, 500	円 260, 000	円 279, 700	円 294, 900	円 320, 600	円 362, 700

(岩沼市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 岩沼市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和53年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第11条第1項本文中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第18条の4中「、第6条」を削り、「若しくは第22条の5第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項」を「又は第22条の5第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第5条、第6条及び第16条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

(岩沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 岩沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
1	392,000円
2	440,000円
3	492,000円
4	555,000円
5	634,000円
6	740,000円
7	864,000円

第9条第2項中「100分の170」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と」を加える。

第5条 岩沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第3項とする。

第9条第1項中「、第11条」を削り、「、第20条の2並びに第21条」を「並び

に第20条の2」に改め、同条第2項中「第3条及び第18条の2第3項」を「第18条の2第3項、第19条第2項及び第21条第2項第1号」に改め、「、給与条例第3条中「及び災害派遣手当」とあるのは、「、災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と」を削り、「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の95」に、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

第10条第1項中「、第11条」を削る。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第6条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和5年条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第7項中「、第10条、第11条、第11条の3並びに第20条の2」を「並びに第10条」に改める。

附則第6条中「、第6条」を削る。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条及び第6条の規定並びに附則第3条から第8条までの規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の岩沼市職員の給与に関する条例(次条において「第1条改正後給与条例」という。)の規定及び第4条の規定による改正後の岩沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次条において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条改正後給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の岩沼市職員の給与に関する条例又は第4条の規定による改正前の岩沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(号俸の切り替え)

第3条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において岩沼市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号俸（次条及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第4条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第5条 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例（以下「第2条改正後給与条例」という。）第10条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 負傷又は疾病により、将来にわたり労務に携わることが不可能な者」とあるのは
「(5) 負傷又は疾病により、将来にわたり労務に携わることが不可能な者
(6) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」
と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

第6条 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、第2条改正後給与条例第11条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、規則で定める。

2 前項前段の規則で定める地域手当の級地の区分及び割合は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）附則第7条第1項に規定する人事院規則で定める地域手当の級地の区分及び割合との均衡を失しないよう定めるものとする。

（切替日前に異動等のあつた職員等の地域手当に関する経過措置）

第7条 切替日の前日までに第2条の規定による改正前の給与条例第11条の3第1項に規定する異動等のあった職員又は同日までに同条第2項の規定により同条第1項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員を除く。）については、第2条改正後給与条例第11条の3第1項本文中「割合をいう」とあるのは「割合又は岩沼市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年条例第 号。以下この条において「令和7年改正条例」という。）附則第6条第1項の規則で定める割合をいう」と、「割合をいい」とあるのは「割合又は令和7年改正条例附則第6条第1項の規則で定める割合をいい」と、「同条の」とあるのは「同条又は令和7年改正条例附則第6条第1項の」と、「から3年」とあるのは「から2年」と、「変更により」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第6条第1項の規則で定める級地の区分、同項の規則で定める割合若しくは同項後段の規則で定める級地の変更により」と、同項ただし書中「から3年」とあるのは「から2年」と、同項第1号中「変更」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第6条第1項の規則で定める級地の区分、同項の規則で定める割合若しくは同項後段の規則で定める級地の変更」と、同項中

(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

とあるのは、「(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合」と、同条第2項中「若しくは給料表」とあるのは「又は給料表」と、「者から」とあるのは「者が、」と、「となった者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして規則で定めるものがあつた者が」とあるのは「となり」として、同条の規定を適用する。

2 切替日から令和10年3月31日までの間に第2条改正後給与条例第11条の3第1項に規定する異動等のあった職員又は当該期間に同条第2項の規定により同条第1項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員について

は、同条第1項中「割合をいう」とあるのは「割合又は岩沼市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年条例第 号。以下この条において「令和7年改正条例」という。）附則第6条第1項の規則で定める割合をいう」と、「割合をいい」とあるのは「割合又は令和7年改正条例附則第6条第1項の規則で定める割合をいい」と、「同条の」とあるのは「同条又は令和7年改正条例附則第6条第1項の」と、「変更により、異動等後」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第6条第1項の規則で定める級地の区分、同項の規則で定める割合若しくは同項後段の規則で定める級地の変更により、異動等後」と、同項第1号中「変更」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第6条第1項の規則で定める級地の区分、同項の規則で定める割合若しくは同項後段の規則で定める級地の変更」と、同条第2項中「1級地」とあるのは「1級地又は令和7年改正条例附則第6条第1項の規則で定める級地の区分のうち支給割合の最も高い級地の区分」として、同条の規定を適用する。

（単身赴任手当に関する経過措置）

第8条 第2条改正後給与条例第20条の3第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（令和8年3月31日までの間における企業職員の扶養手当に関する経過措置）

第9条 切替日から令和8年3月31日までの間における第3条の規定による改正後の岩沼市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 負傷又は疾病により、将来にわたり労務に携わることが不可能な者」とあるのは、
「(5) 負傷又は疾病により、将来にわたり労務に携わることが不可能な者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」
とする。

（規則への委任）

第10条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例（第3条を除く。以下この条において同じ。）の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表 号俸の切替表（附則第3条関係）

旧号俸	新号俸				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1

3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16

33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	

63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		

93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				